# 指定居宅介護支援事業所角田医療器株式会社運営規程

### 第1条(事業の目的)

角田医療器株式会社が行う、指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態(以下「要介護状態」という)にあたる本人及び家族の依頼により、介護支援専門員が、適切な介護支援サービスを提供することを目的とする。

### 第2条 (運営の方針)

- 1,指定居宅介護支援事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境に応じ、利用者の選択に基づく適切な保健・医療サービスを提供することを目的とする。
- 2,指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することの無いように公正中立に行い、事業の運営にあたっては、市町村、包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護支援サービス施設との連携に努める。
- 3, 医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合、利用者の同意を得て主治医に意見を求めるものとする。
- 4, 医療サービスを位置付ける場合は主治医等の指示がある場合に限りこれを行う。
- 5, 医療サービス以外の指定居宅サービスを位置付けている場合、指定居宅サービス等に係る主治医の医 学的観点から重要事項が示されているときは、留意点を尊重して行なうものとする。
- 6, サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、利用者及び家族の同意 をあらかじめ文書で得ることとする。
- 7,利用料金は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅支援が法定代理受領サービスで あるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

### 第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 1, 名称 指定居宅介護支援事業所角田医療器株式会社
- 2, 所在地 岡山県笠岡市笠岡 5891-11

### 第4条 (職員の職種、員数)

- 1,管理者:1名
- 2,介護支援専門員:常勤職員1名以上とし、業務の状況に応じて増員する。なお、当該増員については 非常勤の者を充てることができるが、人員の配置については、基準を遵守する。

# 第5条(職務内容)

- 1, 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2, 介護支援専門員は、居宅要介護者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、指定居 宅サービス事業者その他の者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介等を行う。

## 第6条(営業日及び営業時間)

営業日、営業時間は原則として  $8/13\sim8/15$ 、 $12/30\sim1/3$ 、日曜、祝祭日を除く、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。ただし、祝、祭日、緊急、その他やむを得ない場合には、この限りではない。また、営業時間外であっても電話等により連絡が可能な体制を取る。

## 第7条(介護保険指定居宅支援サービスの提供方法)

- 1,介護保険指定居宅支援サービス(居宅サービス・施設サービス)の提供の開始に際し、利用申込者またはその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に関する理解を得る為に重要事項(運営規程を抜粋)を記した文書を交付して説明を行い、指定サービス事業所の見やすい場所に掲示する。
- 2,介護保険指定居宅支援サービスの提供の開始に際し、利用者の希望を基本として作成される居宅サービス計画を基礎として、サービス提供が行われるものであること等につき説明を行い、理解を得る。
- 3,正当な理由なく介護保険指定居宅支援サービスの提供を拒まない。
- 4,利用申込者に対しての適切な介護保険指定居宅支援サービスを提供することが困難であることを認めた場合には他の事業者の紹介や、その他必要な処置を講じる。
- 5,介護保険指定居宅支援サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、 被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめる。
- 6. 利用者申込を踏まえ、被保険者の要介護認定等に係る申請について、必要な協力を行う。
- 7,介護保険指定居宅支援サービスの提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用者申込については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、当該申込者の意志を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な協力を行う。
- 8,要介護認定等の更新が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日1ヶ月前に は行われるよう、必要な援助を行う。
- 9,介護保険指定居宅支援サービスを提供する際は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は利用者もしくはその家族から求められたときは、これを掲示する。

#### 第8条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、笠岡市(離島部除く)、井原市、福山市(東部出張所管内)、浅口市、浅口郡里庄町 小田郡矢掛町とする。

# 第9条(虐待防止に関する事項)

- 1,事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。 (1)虐待を防止するための担当者や指針を定め、従業者への研修の実施 (2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備 (3)その他虐待防止のために必要な措置
- 2,事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

### 第10条(その他運営規程についての留意事項)

指定居宅介護支援事業所は、居宅介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 1, ①採用時研修(採用後2ヶ月以内) ②継続研修 ③権利擁護、虐待防止等研修 ④感染症、業務継続計画に関する研修(年1回)
- 2,従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 3, 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4,提供したサービスに関する利用者からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため、 窓口に苦情処理の担当者を置き、その概要を記載し、事実関係を調査して改善の必要性の有無及び改善 の方法を利用者またはその家族に報告する。
- 5, 事故発生時の対応として、事故が発生した場合、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、 必要な処置を講じる。

利用者に対する賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うように指導する。

- 6,事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日(当該指定居宅 介護支援を提供した日をいう。)から最低5年間は保存するものとする。
- 7, この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は角田医療器株式会社と事業所の管理者との協議に 基づいて定めるものとする。

### 第11条(業務継続計画)

業務継続計画 (BCP) の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定 居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修 及び訓練を実施するものとする。

#### 第12条(衛生管理)

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等 を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則:この規程は平成12年4月1日から施行する。

平成 13 年 6 月 20 日一部変更 平成 15 年 2 月 1 日一部変更 平成 16 年 12 月 10 日一部変更 平成 17 年 1 月 1 日一部変更 平成 17 年 2 月 1 日一部変更 平成 18 年 3 月 21 日一部変更 平成 18 年 9 月 20 日一部変更 平成 22 年 9 月 2 日一部変更 平成 25 年 10 月 1 日一部変更 平成 26 年 4 月 1 日一部変更 平成 27 年 7 月 1 日一部変更 平成 27 年 7 月 1 日一部変更 平成 27 年 9 月 1 日一部変更 平成 27 年 9 月 1 日一部変更 平成 27 年 9 月 1 日一部変更 令和 6 年 3 月 4 日一部変更